

固定価格買取制度について

再生可能エネルギーによる電気事業者による

再生可能エネルギー電気 調達に関する特別措置法成立

第177回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しました。

本法は、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、環境関連産業の育成等の観点から重要な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入するためのもので、平成24年7月1日に施行されます。

固定価格買取制度の導入は、昨年6月に閣議決定された『新成長戦略「元氣な日本」復活のシナリオ」の七つの戦略分野の一つとして位置付けられています。

1 制度の概要

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けます。また、電気事業者が買い取りに要した費用は、原則として使用電力に比例したサーチャージ（賦課金）によって回収することとし、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることになります。

(1) 買取対象

・ 買取りの対象は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気です。住宅等の太陽光発電については、現在と同様に余剰電力のみが対象となります。

※ 風力は小型の風力発電を含む。

※ 水力は3万kW未満の中小水力発電を対象とします。

※ バイオマスは、紙パルプなどの既存の用途に影響を及ぼさないバイオマスを使った発電を対象とします。

(2) 買取義務

・ 電気事業者は、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負います。

・ 買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて、関係大臣（農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、消費者担当大臣）に協議した上で、新しく設置される中立的な第三者委員会（委員は国会の同意を得た上で任命）の意見に基づき経済産業大臣が告示します。

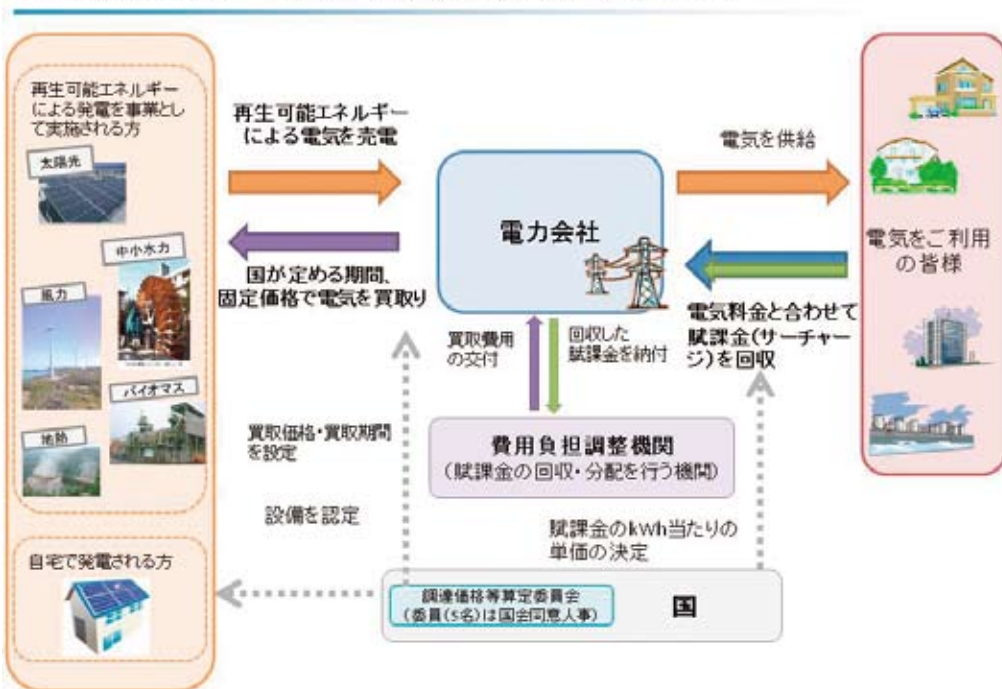
・ 集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の出給者の利潤に特に配慮することとしています。

※ 買取価格・買取期間については、左記の点を勘案して決めることとなります。

・ 買取価格：再生可能エネルギーの発電設備を用いて電気を供給する場合に通常必要となる発電コスト、再生可能エネルギー電気の供給者が受けるべき利潤等。

・ 買取期間：再生可能エネルギーの発電設備が設置され

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の仕組みについて



てから、設備の更新が必要になるまでの標準的な期間。

(3) 買取費用の回収

・ 買取りに要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電気の需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認めます。

・ ただし、事業が一定の要件に該当する場合（注1）、又は一定の事業所（注2）について、サーチャージの8割以上が減免されます。

再生可能エネルギーの

注1：電力購入量／売上高が製造業の場合には製造業平均の8倍を超える場合、非製造業の場合には政令で定める倍数を超える場合

注2：年間の電力購入量が政令で定める量を超える事業

・東日本大震災によって著しい被害を受けた施設等の電気の需要家について、一定の要件を満たす場合には、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの9ヶ月間はサーチャージは請求されません。

・地域間でサーチャージの単価が同額となるように地域間で調整を行います。

※制度の詳細はこちらを参照してください。
<http://www.enecho.meti.go.jp/saene/index.html>

2 沖縄における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた主な取り組み

再生可能エネルギーの発電コスト(特に太陽光発電)は、火力発電などに比べて割高となっています。

また、発電量が天候に左右されるため、周波数や電圧の変動を抑制する電力系統安定化対策が必要になることから、次の事業が展開されております。

(1) 離島独立型系統 新エネルギー導入実証事業

離島の独立型電力系統へ大規模太陽光発電設備と蓄電池を導入して、実系統に与える影響の把握や各種試験データの収集を行っています。(沖縄電力(株))

(実施場所)
宮古島、与那国島、北大東島、多良間島



宮古島メガソーラー実証研究設備(沖縄電力(株))

(2) 沖縄スマートエネルギー アイランド基盤構築事業

電力系統への影響や安定化対策の検証を行い、県内エネルギー関連産業を振興するための基盤を構築しています。(沖縄県)

〈実証事業(実施場所)〉
・再生可能エネルギー導入と電力系統安定化技術実証(沖縄本島・宮古島)

・エネルギーマネジメントシステム(BEMS、HEMS)の開発・実証(沖縄本島・宮古島)

・電気自動車(EV・バス・タクシー)の試作・運用(沖縄本島・宮古島)

・亜熱帯型省エネ住宅の開発・実証(沖縄本島)



狩俣風力発電設備(沖縄電力(株))

3 終わりに

東日本大震災は、大規模集中電源に依存するリスクを顕在化させました。沖縄は一次エネルギー源のほとんどを占める石油・石炭は海外から調達しているため、それらの価格高騰による影響を大きく受ける経済構造となっています。また、台風等の自然災害への対策強化の面からも、独立分散型のエネルギー需給構造への転換が必要です。

一方、沖縄はその高い自然エネルギーのポテンシャルを活かして、独自の再生可能エネルギー関連技術による新産業創出や、これまでの実証事業等の成果をアジア太平洋の亜熱帯島嶼地域へビジネス展開するなど、経済・雇用面においても大きなインパクトがあると期待されています。

問い合わせ先：経済産業部
石油・エネルギー対策統括官付
TEL：098-866-11757